

高崎市監査委員告示第 1 1 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 9 9 条第 1 4 項の規定に基づき、令和 3 年度財政援助団体等監査の結果に関する措置の通知があったので、下記のとおり公表する。

令和 3 年 1 2 月 2 7 日

高崎市代表監査委員 小泉 貴代子

記

措置通知日	令和 3 年 1 2 月 1 4 日
指定管理者名	一般財団法人倉渕ふるさと公社
指定管理施設名称	はまゆう山荘及びわらび平森林公園
監査結果	<p>（指摘事項）</p> <p>（ア）売上金の取扱いについて</p> <p>現金のチェック体制や入金サイクルについて仕様書やマニュアルで定められた取扱いとの整合性が取れておらず、一部適切ではない事務処理が見受けられた。</p> <p>適正な事務処理を行う体制を徹底させるなど必要な対応をとるよう指導する。</p>
措置内容	<p>令和 3 年 1 1 月に、一般財団法人倉渕ふるさと公社に対し、現金のチェック体制や入金サイクルについて、仕様書やマニュアルに定められているとおり事務処理が行われるよう指導を行い、2 人以上で確認する体制にするとともに、確認記録や関連帳票等を所管課が随時点検できるよう体制を整備した。</p>